

島根県がん検診精密検査実施機関登録事業 実施要領

1 目的

精密検査の精度管理を進めるとともに、精密検査対象者に対して、精密検査実施機関（以下、「実施機関」という）の情報提供を行うことで、精密検査を受けやすい体制を整えることを目的に、精密検査の実施基準の統一化と、それに基づく実施機関の登録を行う。

2 実施主体

島根県（以下「県」という。）

3 用語の定義

この要領における、がん検診とは、市町村が実施する「胃がん」「大腸がん」「肺がん」「乳がん」「子宮がん」検診とする。

4 実施内容

(1) 実施基準の設定

生活習慣病検診管理指導協議会各がん部会（がん検診の精度管理を目的として県が設置）において、がん検診の精密検査実施基準を設定する。

実施基準は別紙のとおりとする。

(2) 実施機関の登録

医療機関は、精密検査実施基準を踏まえ、実施機関として登録を希望する場合は様式 1 により、県に届出をする。

(3) 実施機関の情報整理と情報発信

県は届出のあった医療機関名簿を作成し、その情報を、市町村や県民に幅広く情報発信する。

(4) 登録の更新

登録の更新は原則 3 年に 1 回実施することとし、更新手続きは（2）に準じて行うものとする。

なお、実施機関は、届出の内容に変更があった場合は、速やかに県に連絡するものとする。

(5) 登録の辞退

実施機関が本事業の登録を辞退したい場合は、様式 2 により県へ届出をする。

5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この実施要領は、平成 21 年 12 月 22 日から施行する。

この実施要領は、令和 5 年 2 月 22 日から施行する。

島根県乳がん検診の精密検査実施機関基準

I 精密検査実施機関

マンモグラフィ併用乳がん検診精密検査実施機関は、マンモグラフィ検診、視触診による検診のいずれか、または両方で乳がんを否定できない（要精検）とされたものに対して下記の検査を行い、診断が行われる施設とする。

- 1) 問診・視触診
- 2) 精検用乳房X線撮影
- 3) 超音波検査
- 4) 細胞診・組織診

II 精密検査実施機関の基準

精密検査実施機関は次の基準を満たしていることが必要である。

- 1) 精密検査実施機関には、日本乳癌学会の乳腺専門医（当面の間は認定医も可とする）が勤務し、以下の検査を行う、あるいはその監督下に行うこと。
 - 2) 問診・視触診
乳腺疾患の診療に習熟した医師が行うこと、あるいは、その監督下に行われることが望ましい。
 - 3) 精検用乳房X線撮影
 - ・乳房X線撮影装置が日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たし、線量（3mGy以下）および画質基準を満たすこと。
 - ・NPO法人日本乳がん検診精度管理中央機構の施設画像評価に合格していること。
 - ・少なくとも2方向撮影・圧迫スポット撮影および拡大撮影が可能なこと。
 - ・マンモグラフィに関する基本講習プログラムに準じた読影講習会を修了し、十分な読影能力を有する医師により読影されること。
 - ・マンモグラフィ撮影技術および精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会を修了した診療放射線技師が撮影すること、あるいはその監督下に撮影されること。
 - 4) 乳房超音波検査
 - ・超音波診断装置に適切な探触子を接続して使用すること。
 - ・探触子は表在用（使用周波数10MHz程度、ただし、アニューラレイ型探触子では7.5MHzも可、視野幅35mm以上）を用いること。
 - ・乳房超音波検査に習熟した医師・臨床検査技師・診療放射線技師・看護師が検査を行うこと。
 - ・乳腺疾患の超音波診断に習熟した医師が診断すること。
 - ・画像および所見・診断を記録し、保管すること。
 - 5) 細胞診・組織診
 - ・細胞診、針生検が可能であること。
 - ・必要であれば外科的生検が可能であること。あるいは、外科的生検が可能な施設と連携できること。
 - ・細胞診の診断は細胞診専門医・細胞検査士（日本臨床細胞学会）により、組織診の診断は病理専門医（日本病理学会）により行われること。

III 記録の整備と報告

- ・精密検査結果を速やかに検診実施機関に報告すること。
- ・精密検査によりがんと診断された者については、確定診断の結果、治療の状況等について記録し保管すること。
- ・また、がんが否定された者についてもその後の経過を把握・追跡する事のできる体制を整備し、発見乳がんに関して、部会や検診実施機関等が実施する事後調査、確定調査等に積極的に協力すること

IV 精度管理

- 1) 精密検査の結果を検診実施機関または市町村に報告すること。
- 2) 精密検査実施機関の担当者は、地域における精度管理委員会に定期的に参加すること。
- 3) 精密検査の適正化を図るため、精度管理委員会の求めに応じて細胞診、針生検および外科的生検の成績（生検施行率及びがんの割合等）を報告すること。
- 4) 精密検査を実施する医師・臨床検査技師・診療放射線技師・看護師はマンモグラフィ講習会および乳房超音波に関する講習会を受講していることが望ましい。
- 5) その他、定期的なカンファレンス開催など、精度管理に関する事項が適切に実施できること。

V 本基準の改定

本基準は適時見直されることが必要である。

精密検査実施医療機関基準確認書【新規・変更時】

実施基準について、下記のとおり提出します。

5. 乳がん

	実施基準	確認欄 (○か×を 記入)	備考
1-1	問診・視触診の検査を行い、診断ができる		
1-2	精検用乳房X線撮影の検査を行い、診断ができる		
1-3	超音波検査を行い、診断ができる		○であることが必須
1-4	細胞診・組織診の検査を行い、診断ができる		
2-1	日本乳癌学会の乳腺専門医(当面の間は認定医も可)が勤務し検査が実施できる、もしくはその監督下での検査が実施できる		○であることが必須

↓
【乳腺専門医の勤務がない場合、連携先の医療機関を記入してください】

2-2	乳腺疾患の診療に習熟した医師が問診・視触診を実施できる あるいは、その監督下に実施できる		
2-3	精検用乳房X線撮影装置について		
	①日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たし、線量(3mGy以下)及び画質基準を満たしている		○であることが必須
	②マンモグラフィ検診精度管理中央委員会の施設画像評価に合格している		○であることが必須
	③少なくとも2方向撮影・圧迫スポット撮影及び拡大撮影が可能である		○であることが必須
	④マンモグラフィに関する基本講習プログラムに準じた読影講習会を修了し、十分な読影能力を有する医師により読影される		○であることが必須
⑤マンモグラフィ撮影技術及び精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会を修了した診療放射線技師が撮影できる、あるいはその監督下で撮影される		○であることが必須	
2-4	乳房超音波検査について		
	①超音波診断装置に適切な深触子を接続して使用する		○であることが必須
	②深触子は表在用(使用周波数10MHz程度、ただし、アニューアレイ型深触子では7.5MHzも可、視野幅35mm以上)を用いる		○であることが必須
	③乳房超音波検査に習熟した医師・臨床検査技師・診療放射線技師・看護師が検査を行う		○であることが必須
	④乳腺疾患の超音波診断に習熟した医師が診断する		○であることが必須
⑤画像及び所見・診断を記録し、保管できる		○であることが必須	
2-5	細胞診・組織診について		
	①細胞診、針生検が可能である		○であることが必須
	②必要であれば外科的生検が可能である、あるいは外科的生検が可能な施設と連携できる		○であることが必須

↓
【外科的生検が実施できない場合、連携先医療機関を記入してください】

2-5	③細胞診の診断は細胞診専門医・細胞診検査士により、組織診の診断は病理専門医により実施される		○であることが必須
3	精密検査結果を速やかに検診実施機関に報告できる		○であることが必須
	がんと診断された者について、確定診断の結果、治療の状況等について記録し保管できる		○であることが必須
	がんが否定された者についても、その後の経過を把握・追跡できる体制を整備している		○であることが必須
	発見乳がんに関して、部会や検診実施機関等が実施する事後調査、確定調査等に積極的に協力できる		○であることが必須
4-1	検査結果を検診実施機関または市町村に報告できる		○であることが必須
4-2	担当者は地域における精度管理委員会に定期的に参加できる		○であることが必須
4-3	精度管理委員会の求めに応じて細胞診、針生検及び外科的生検の成績(生検施行率及びがんの割合等)を報告できる		○であることが必須
4-4	検査を実施する医師・臨床検査技師・診療放射線技師・看護師は、マンモグラフィ講習会及び乳房超音波に関する講習会を受講している		
4-5	定期的なカンファレンス開催など、精度管理に関する事項が適切に実施できる		

↓
【4-5が○の場合、過去1年間の参加学会・研修会等を記入してください】